

防災行政無線戸別受信機の 無償貸与希望者を追加募集します

長瀬町では、防災行政無線放送を室内で受信することができる戸別受信機の無償貸与の希望者を募集したところですが、一部要件を緩和し追加で募集することとなりました。

イメージ



(幅) 220mm × (高) 112mm × (奥) 60mm
(重さ) 約550g

◆今回追加で募集する方は以下の要件を満たす世帯主です。

・ 65歳以上の方がいる世帯

(世帯の中に65歳未満の方がいても申請できるようになりました。)

○前回募集した要件の世帯の方も引き続き申請可能です。

- (1) 65歳以上のみの世帯 (2) 要介護3以上の認定を受けている方の属する世帯
(3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方の属する世帯 (4) その他特別の理由がある方(要相談)

◆申請方法

- ・ 申請を希望する方は、役場総務課自治振興担当へお問い合わせください。
- ・ 申請する場合は、申請書の提出が必要です。
- ・ 申請書は総務課窓口で配布すると共に、役場ホームページからもダウンロードできます。

◆受取方法 (①又は②のいずれか希望する方法)

①説明会で受取(説明は随時。下記の時間内にお越しください。)

- (1) 役場3階大会議室(3月24日10時~正午、14時~16時)
(2) 長瀬地区コミュニティ消防センター(3月23日10時~正午)
(3) 樋口地区コミュニティ集会所(3月23日14時~16時)

②ご自宅へ郵送(郵送を希望する方は、12月15日(水)までに申請書を提出してください。)

★注意事項

- ・ 戸別受信機は無償での貸与となりますが、維持管理する上での費用(電気料や電池代)は使用者の負担となります。
- ・ 戸別受信機は高価な機械ですので大切に使用してください。故意での破損や紛失した場合は機械の費用を負担してください。
- ・ 転出した場合は必ず役場総務課へ返却してください。
- ・ 譲渡・転貸はしないでください。

○問合せ：長瀬町総務課自治振興担当

電 話：66-3111 (内線212)